第二百十七条　［略］

（収納）

第二百十八条　救出完了ののち器具を収納するには、次の号令及び要領による。

一　指揮者は、「おさめ」と号令し、次いで二番員に「確保」と号令し、一番員及び三番員が降ていしたのち、第百六十四条に定める要領でとび口一本を携行して降ていする。

［二～四　略］

第六節　一箇所吊り担架水平救助操法

（操法実施上の留意事項）

第二百十九条　第百九十六条、第二百九条及び第二百十四条に定めるもののほか、一箇所吊り担架水平救助操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

［一～二　略］

第二百二十条　［略］

第二百二十一条　［略］

第二百二十二条　［略］

第七節　応急はしご車救助操法

（操法の開始）

第二百二十三条　応急はしご車救助操法を開始するには、次の号令及び要領による。

［一～三　略］

四　二番員は、第百八十六条第四号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、はしご車後方にいたつて車両と相対する。

五　三番員は、第百八十六条第五号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、はしご車後方にいたつて車両と相対する。

六　四番員は、第一号の号令で第百八十六条第六号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、一番員とインターフオンで交信テストを行い、一番員の「先端準備よし」の合図を復唱する。

第二百二十四条　［略］

第二百二十五条　［略］

第二百二十六条　［略］

（退出及び収納）

第二百二十七条　救出完了ののち、隊員が退出し、機械器具を収納するには、次の号令及び要領による。

［一～二　略］

三　二番員は、第一号の「おさめ、登てい用意」の号令で三番員に協力して救助ロープをてい体からはずし、同号の「登てい始め」の号令で右手を横水平に上げ、上横に振つて上昇の合図をし、同号の「とまれ」の号令で右手を静止させてとまれの合図をし、指揮者をリフター内に収容して背バンドをかけ、同号の「降てい始め」の号令で右手を横水平に上げ、下横に振つて降下の合図をし、四番員の「リフター降下おわり」の合図で支持点のカラビナ及び小綱をはずしてもち、リフターの背バンドをはずし指揮者につづいてリフターからおり、リフターをおさめて「リフター収納よし」と合図して地上におり、三番員のロープ整理に協力し、四番員の「ジヤツキおさめ」の合図でロープ整理を停止してはしご車左側にいたり、第百九十四条第三号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行うとともに、小綱及びカラビナもあわせてはしご車に収納したのち、集合線にもどる。

第百九十七条　［同上］

（収納）

第百九十八条　［同上］

一　指揮者は、「おさめ」と号令し、次いで二番員に「確保」と号令し、一番員及び三番員が降ていしたのち、第百四十四条に定める要領でとび口一本を携行して降ていする。

［二～四　同上］

第六節　［同上］

（操法実施上の留意事項）

第百九十九条　第百七十六条、第百八十九条及び第百九十四条に定めるもののほか、一箇所吊り担架水平救助操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

［一～二　同上］

第二百条　［同上］

第二百一条　［同上］

第二百二条　［同上］

第七節　［同上］

（操法の開始）

第二百三条　［同上］

［一～三　同上］

四　二番員は、第百六十六条第四号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、はしご車後方にいたつて車両と相対する。

五　三番員は、第百六十六条第五号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、はしご車後方にいたつて車両と相対する。

六　四番員は、第一号の号令で第百六十六条第六号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、一番員とインターフオンで交信テストを行い、一番員の「先端準備よし」の合図を復唱する。

第二百四条　［同上］

第二百五条　［同上］

第二百六条　［同上］

（退出及び収納）

第二百七条　［同上］

［一～二　同上］

三　二番員は、第一号の「おさめ、登てい用意」の号令で三番員に協力して救助ロープをてい体からはずし、同号の「登てい始め」の号令で右手を横水平に上げ、上横に振つて上昇の合図をし、同号の「とまれ」の号令で右手を静止させてとまれの合図をし、指揮者をリフター内に収容して背バンドをかけ、同号の「降てい始め」の号令で右手を横水平に上げ、下横に振つて降下の合図をし、四番員の「リフター降下おわり」の合図で支持点のカラビナ及び小綱をはずしてもち、リフターの背バンドをはずし指揮者につづいてリフターからおり、リフターをおさめて「リフター収納よし」と合図して地上におり、三番員のロープ整理に協力し、四番員の「ジヤツキおさめ」の合図でロープ整理を停止してはしご車左側にいたり、第百七十四条第三号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行うとともに、小綱及びカラビナもあわせてはしご車に収納したのち、集合線にもどる。